

## 目的

ダム等の建設によりその基礎条件が著しく変化する地域（水源地域）について、生活環境、産業基盤等を整備するなど、特別の措置を講ずることにより関係住民の生活の安定と福祉の向上を図り、もってダム等の建設を促進し、水資源の開発と国土の保全に寄与すること。

## ダム建設前



(ダム事業者による補償に加え)  
水源地域対策特別措置法に基づく**整備事業**を実施

## ダム建設後



## 整備事業の例

### 道路事業



### 圃場整備



### 林道の整備



### 直売所の整備



## 【水源地域対策特別措置法の主な効果】

- 整備計画の事業主体が多岐にわたるなか、各事業がダム完成を目的に計画的に進捗すること。
- 水源地域自治体の負担分に対し、受益自治体等からの費用負担が可能になること。
- (水没する住宅戸数や農地面積が特に大きいダムの場合) 補助事業の補助率の嵩上げがあること。 等